

# 合気道 合心館京都・大阪 会員規約

2025年2月13日

## 【道場の目的】

合気道 合心館京都・大阪は「合気道を通じて一人でも多くの人の人生を豊かにする」という理念の実現を道場運営の目的としています。

## 【遵守事項】

- 1) 安全を最優先して稽古を行うこと
- 2) 指導者の指導や注意に従って稽古を行うこと
- 3) 稽古参加者は各自の責任において健康管理を行うこと
- 4) 稽古参加者は各自の責任において貴重品の管理を行うこと
- 5) 稽古や審査の撮影は道場長、副道場長、道場長補佐の承認をとること

## 【禁止事項】

- 1) 意図の有無を問わず、相手に怪我させるような技を繰り返す行為
- 2) 道場内外問わず会員同士でのマルチ商法、政治活動、宗教などの勧誘行為
- 3) 誹謗中傷、設備破壊、盗撮、会員の引き抜きなど営業妨害にあたる行為
- 4) 会費を3ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じない場合

- 5) ハラスメントにあたる判断される行為
- 6) 反社会勢力に属する者の入会や稽古参加
- 7) その他、道場の秩序を乱す行為、法令や公序良俗に反する行為

■規則違反があり注意しても改善が見られない場合、道場長は強制退会・稽古参加拒否、副道場長、道場長補佐は稽古参加拒否を行うことができるものとします。その際、入会金や参加費（月会費・回数料金）は返金いたしません。

■規則違反が重大である場合は、注意なしで道場長は強制退会・稽古参加拒否、副道場長、道場長補佐は稽古参加拒否を行うことができるものとします。その際、入会金や参加費（月会費・回数料金）は返金いたしません。

■規則違反に伴い道場に出た損害は請求させていただく場合があります。

■道場長、副道場長、道場長補佐、3人の合意があった場合、会員規約を変更することができるものとします。変更後、会員に通知いたします。

以上